

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、リョーサン菱洋ホールディングス株式会社と称し、英文では **Ryoyo Ryosan Holdings, Inc.**と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること及び次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 半導体素子、集積回路、マイクロコンピュータその他の電子部品、電子応用機器、電気機械器具その他の機械器具、医療機器類並びにそれらに関連する材料及び部品の販売、賃貸、リース、製造、加工及びそれらの仲介
- (2) ソフトウェア及び情報システムの販売、賃貸、製作、構築及びそれらの仲介
- (3) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- (4) 電気通信工事業
- (5) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (6) ガス（高圧ガス、液化ガスを含む）の製造及び販売並びにこれらの生産供給設備、容器及び器具の製造、販売、賃貸及びリース
- (7) 貨物利用運送事業
- (8) 倉庫業及び倉庫管理業務
- (9) 古物営業法に基づく古物商
- (10) 損害保険代理業及び保険仲立業
- (11) 第1号から第6号に関連する機器の設置工事及び保守
- (12) 第1号から第6号に関連する企画、調査、研究、開発及び設計
- (13) 第1号から第6号に関連する特許権、商標権、意匠権、著作権及びノウハウその他の知的財産権の取得、管理、利用許諾及び譲渡
- (14) 第1号及び第2号に関連する輸出入業務
- (15) 前各号に関連するコンサルタント業務
- (16) 前各号に関連する人材派遣業
- (17) 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
- (18) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。

- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 前項のほか、必要のある場合には取締役会の決議によってあらかじめ公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(株式取扱規程)

第12条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する諸手続並びに手数料等は法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程によるものとする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集する。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役にこれに当たる。

- 2 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がその議長となる。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役にこれに当たる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、取締役会及び執行役員

(員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任する。

2 前項の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊

急の場合には短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(執行役員)

第24条 取締役会はその決議により執行役員を置くことができる。執行役員に関する事項は取締役会の定める執行役員規程によるものとする。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程によるものとする。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定める。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。た

だし、緊急の場合には短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程によるものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第32条 当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 当社は前2項のほか、取締役会の決議によって、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(除斥期間等)

第34条 配当財産が金銭である場合（以下「配当金」という。）は、その支払開始の日から満3年経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

2 配当金には利息は付けないものとする。

2025年6月26日改定